

平成28年度第3回都市計画審議会

【平成28年11月10日(木)午前10時から12時10分】

議案第1号	阪神間都市計画生産緑地地区の変更（西宮市決定）について【付議】 （葉師1生産緑地地区ほか2地区）
審議結果	本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は再度審議することとし、意見書の提出がなければ、本案を承認し都市計画決定することを承認する。
主な質問等	○過去に意見書が提出されたことはあるのか？ 【当局回答】 過去、意見書が提出されたことはありません。

報告第1号	阪神間都市計画地区計画の変更（西宮市決定）について【報告】 （浜甲子園団地地区計画）
主な質問等	○戸建住宅地区Aを2階建までとする意図が分かりにくい。 【当局回答】 10m以下の3階建住宅を建築した場合、建詰まった感じになるため、2階建以下の制限を付加した。 ○2階建住宅だとロフトや吹抜けが増えて強度が弱くなるのでは。 【当局回答】 建築基準法に基づいた構造としているので一定の強度は確保できている。 ○過去に階数制限を行った事例はあるか。 【当局回答】 夙川駅北東地区において行ったことがある。

報告第2号	西宮市都市計画マスタープランの部分見直しについて【報告】
主な質問等	<p>○都市核である「阪急西宮北口」「阪神西宮・JR西宮」は、それぞれ駅へのアクセスが悪く、両都市核の連携もできていないと感じる。</p> <p>【当局回答】</p> <p>今後は、鉄道とバスの交通結節機能向上が課題であり、阪神西宮では、北側の広場整備で交通結節機能の向上を図る。西宮北口では、広場整備は完了しているが、阪急神戸本線の高架化と道路整備により道路ネットワークの改善を図る。</p> <p>○H23 年度マスタープランで構造図や方針図を示さなかった理由はなにか。</p> <p>【当局回答】</p> <p>当時は震災復興事業等が完了し、都市計画による整備は一段落したという判断による。</p> <p>○市民発意の考えがぶれないようにしてほしい。</p> <p>○市民主体のまちづくりには限界があると感じており、行政主導が必要と考える。</p> <p>【当局回答】</p> <p>まちづくりにおいて、市民は身近な地域の課題に取組み、行政は広域な観点から方向性を示す必要がある。</p> <p>○都市機能を誘導するにしても、地元事業者は苦しい状況にある。必要な機能を誘導する事業者に対して、固定資産税を減免するなどの施策の導入はできないか。</p> <p>【当局回答】</p> <p>幾つかの駅前では歩行者やバスが輻輳するなど交通処理機能が弱いと認識している。都市計画で出来るのは都市活動の「場づくり」である。都市活動全般の活性化のためには産業や福祉などの部局とも連携していきたい。</p> <p>○阪急武庫川新駅について、事業検討の際は、地域住民の意見を聞いて進めてほしい。</p>

○駐車場整備地区について、「現況と課題」と「施策方針」それぞれの記述内容からは、中心市街地への流入抑制を進めるという意図が読み取れない。

○成果把握について、アウトプットを都市計画に関する統計等としているが、統計にはアウトカムの要素もある。

○H14 年度マスタープランで「地域核」に指定されていた地域でも、現在までに都市機能の集約が進んでいるという実感はないため、「地域核」の位置づけも変更する必要があるのではないか。

【当局回答】

地域核でもそれぞれ発展に濃淡はあるが、都市空間整備方針図では、地域ごとの関係性を示す必要がある。

○「西宮北道路の無料化」の要請について記述は、すでに実現する見通しであるのに、今から取り組むように読める。

【当局回答】

修正を行う。

○都市核に位置づけた鉄道駅のうち、阪急西宮北口と阪神西宮に比べてJR西宮は交通機能は良いが、それ以外の都市機能が不足しており、誘導することが必要ではないか。

○地区まちづくり計画の策定できた地区はないとのことだが、今回の見直しによって、地域住民が参加する仕組みが解決したとは感じない。

【当局回答】

地域住民からは、自らを縛るルールづくりのみであり、地域にメリットがあるとは感じないとの意見があった。そこで、土地や建物のルールを策定するとともに、住環境を向上するために必要な公共施設等のものづくりを提案できるように仕組みを見直した。

○アウトカム指標である満足度のアンケートについては、無作為抽出だけでなく、実際にまちづくりに関わっている自治会などの意見を聞くべきである。

	<p>○現在の文章表現（文末）からは、主体がわかりづらい記述が多数見受けられる。市民が参画できるもの、参加しなければならないものなどの違いが分からない。</p> <p>○今後公園に求められる機能としては、子どもだけでなく、老人にも使いやすいものにする必要がある。</p> <p>○地区のまちづくり支援の財源として都市計画税を活用してはどうか。</p> <p>【当局回答】</p> <p>都市計画税は、都市計画事業と区画整理事業にだけ充当できる目的税であり、それ以外の事業に充当することはできない。</p> <p>○H23 年度マスタープランで掲げた住民参画の理念から、行政が考えるものに後退した印象を受ける。</p> <p>○一般市民が課題とするのは身近な問題であり、都市計画のような俯瞰的な見方は難しい。市民目線で考えれば、都市計画の分野だけではなく、福祉や防犯なども含めた、包括的なものであるべきと考える。</p> <p>【当局回答】</p> <p>都市計画で出来るのは都市での活動を行う「場づくり」であり、都市計画マスタープランではそこまでの記載はできない。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

報告第3号	第7回用途地域等見直しの基本的な考え方について
主な質問等	<p>○立地適正化計画の進捗状況は？</p> <p>【当局回答】 昨年度から立地適正化計画の策定に向けて作業に着手している。今年度は、市内において基本方針をまとめることとしており、平成30年度末の策定を目途に作業を進めていく予定である。</p> <p>○見直しにあたっての留意事項として、立地適正化計画との整合を記載しないとイケないのか？</p> <p>【当局回答】 県が3月に策定した「用途地域等見直し基本方針」においても、立地適正化計画との整合を図ると位置付けされており、本市においても、立地適正化計画の策定に向けて作業を進めていることから、見直しの基本的な考え方に位置づけている。また、この見直しの基本的な考え方は、概ね5年後に予定している次回の定期見直しまでを見据えて策定するものであるため、今回の見直しで位置づける必要がある。</p> <p>○西宮市では、人口は増加していることから、コンパクトシティを目指すような立地適正化計画は必要ないのではないか。</p> <p>【当局回答】 生産年齢人口は減少傾向にある。本市では、市街地の区域を縮小し平面的にコンパクトにするのではなく、指定容積率の見直しなども視野に入れ立体的に人口密度を維持するようなことについても検討する必要がある。</p> <p>○指定容積率に比べて使用容積率が著しく低い地区とどこなのか？</p> <p>【当局回答】 一部地域を除いて、市域全体として使用容積率は低い。</p> <p>○今回の定期見直しにおいて、使用容積率の著しく低い地区は、指定容積率の見直しを行う予定なのか？</p> <p>【当局回答】 指定容積率の見直しについては、資産価値へ及ぼす影響が大きいため、簡単にはいかないと考えているが、需要を超えた建築物ができると空き家問題などにもつながる。</p>

	<p>各地区の使用容積率の状況及び要因を精査し、慎重に判断していく。</p>
--	----------------------------------------